

～医療費でお困りの方はご相談下さい～

稜北クリニックでは

# 無料・低額診療を実施しています

## 無料・低額診療とは？

社会福祉法に基づき、経済的な理由により必要な医療を受けることが出来ない生活困窮者に対して無料または低額で診療を行う事業です。

## どのような人が利用できるの？

1. 保険証が無い方
2. 国民健康保険の短期保険証、資格証明書が発行されて困っている方
3. 病気や障害などで収入がなくなって困っている方
4. リストラや失業のために一時的に収入がなくなって困っている方
5. 医療費の支払いによって生活が困難になる方 等々

収入が生活保護基準の1.2倍程度以下の方は全額免除、  
1.5倍程度以下の方は一部免除となる可能性があります。

## 対象となる医療費は？

- ・稜北クリニックでの医療費が対象となります。
- ・医療費の免除は一時的な措置であり、期間は原則6ヶ月までです。

## 申請・利用の流れは？

下記連絡先へ問い合わせもしくは稜北クリニック窓口まで来院して面談の予約をとって下さい。後日担当職員が面談にて身体の状態や生活状況などを聞き取り、公的な制度の利用も含めて相談に応じます。

## 申請に必要なものは？

- ・保険証がある方は持参して下さい。
- ・経済状況の分かるもの（給与明細・所得証明・預金通帳など）を提示していただく場合があります。
- ・申請の際には印鑑も必要になります。

## 【お問い合わせ】

道南勤医協 稜北クリニック 無料・低額診療担当  
住所：〒041-0853 函館市中道2丁目51番1号  
電話：0138-54-3116 FAX：0138-54-3115

Twitter

